

## 令和2年度 第2回丹波市人権行政推進審議会会議録（要旨）

日 時：令和3年3月1日（月）午後1時25分開会～午後3時40分閉会

場 所：氷上住民センター 実習室

出席者委員：森秀樹会長、足立儀明職務代理者、金川方子委員、高畑豊代子委員、山本育男委員、  
亀井剛委員、藪猛委員、瀬尾せつ子委員、細田哲子委員、増南文子委員、村上幸子委員

欠席者委員：上村行男委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼人権推進係長、隣保館係長、人権啓発センター職員

傍聴人：なし

議 事：（1）第3次丹波市人権施策基本方針の第1章及び第2章の記載内容（案）について  
（2）第3次丹波市人権施策基本方針の第3章の記載内容（案）について  
（3）各人権課題の現状と課題、施策の方向性について

資 料：【資料1】第3次丹波市人権施策基本方針の第1章・第2章の記載内容（案）  
【資料2】第3次丹波市人権施策基本方針の第3章の記載内容（案）  
【資料3】各人権課題の現状と課題、施策の方向性

### 1 開会

- ・開会あいさつ
- ・資料の確認

### 2 部長あいさつ

本日は、それぞれにご多用の中、丹波市人権行政推進審議会にご出席をいただきお礼申し上げます。また、平素は人権行政の推進に格別のご理解とご尽力を賜り、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、関東の1都3県を除いて、2月末をもって緊急事態宣言が解除されたが、引き続き飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛の要請、テレワークの徹底などの対策が求められている。市は、兵庫県の取組に準じて市の方針を定め、3月7日までの間は、社会教育施設の開館時間を1時間延長し、21時までに変更した。3月7日をもって全国的に緊急事態宣言が解除されれば、22時までの開館となるかも知れないが、予断を許さない状況である。

このような中、国においては、新型インフルエンザ対策特別措置法を一部改正する法律が2月13日から施行された。この改正法では、全国的に新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されていることから、新たに差別的取り扱い等の防止に関する規定が設けられ、国及び地方公共団体は、差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うことが定められた。市においては、独自にコロナ差別防止の啓発パンフレットを作成し、市内の小中学生や住民人権学習推進員への配布や防災行政無線などで周知しているが、今後も差別的な取扱いが発生しないよう啓発していく。

また、人権に関するニュースとして、東京五輪・パラリンピック大会組織委員会の会長が女性蔑視発言によって交代される事態となった。この発言に象徴されるように男女共同参画社会

の実現を目指す日本の課題が浮き彫りになったと感じている。ジェンダー平等の実現については、SDGsの17項目のうちの1つに掲げられているが、女性の人権や性差別について一人ひとりが自身の問題として捉え、解決の方向に動くことが必要だと思う。

本日の会議では、第3次丹波市人権施策基本方針の各章の記載内容や各人権課題の現状と課題、施策の方向性について審議していただくことになるが、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない意見をいただくようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

### 3 会長あいさつ

本日は、ご多用の中、ご出席をいただきお礼を申し上げます。部長も言われたが昨日をもって、新型コロナウイルスに関する兵庫県の緊急事態宣言が解除された。しかし、外出の自粛や施設の利用制限が続いており、安心・安全と言える状況になっていない。感染症が流行したことによって差別的な事案の発生のほか、さらに命が一番大切であると考える人や経済を回さないと命が守れないのではないかと考える人との軋轢が生じており、それがいさかいや対立になっている様子も見受けられる。また、外出が制限されている中で孤立して不安な生活を送っておられる方も多くおられる。誰もが人権を保障され安全で安心した生活を享受することができる社会にしていくためには、工夫していく余地があるということをご間に学んだと思っている。本日の審議会については、委員の皆様が普段感じておられることを率直に教えていただくことがその工夫に繋がっていくものと思っているので、審議をよろしくお願い申し上げます。

#### 【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

### 4. 議事

- (1) 第3次丹波市人権施策基本方針の第1章及び第2章の記載内容（案）について  
事務局より資料1に基づき説明

#### 【意見要旨】

会長

事務局より第1章及び第2章の記載内容（案）について説明があった。ご意見、ご質問をお願いする。

会長

4ページの兵庫県の取組の「人権に関する県民意識調査」の部分で、「5年毎に実施し、」と「基礎資料として収集し、」の部分において、「し」が重なっているため文章の繋がりを明確にするために「基礎資料として収集するとともに」と修正してはどうか。

委員

意識調査や実態調査については、課題を明らかにすることが大切だと思うので、この部分に「課題を明らかにする」の文言を入れることができないか。課題を明らかにして企画・立案に反映し

ていくことを記載すれば何を目的に実施しているのかが明確になる。

事務局

文章の修正について検討する。

会長

「課題を明らかにする」の文言を入れることについては、事務局で検討していただきたい。

会長

5ページの12行目からの部分で「策定」の文言が重なっており、最初の策定の文言は削除していいと思う。

事務局

5ページの2行目の部分についても「策定」の文言が続いているので、先ほどの意見の部分と合わせて修正させていただく。

委員

5ページの13行目に元号が先に記載されているので、修正が必要ではないか。さらに22行目と25行目で「また」の文言が続いているため、修正してはどうか。

事務局

修正させていただく。

委員

6ページの「2. 人権施策推進の目標（案）」のアンダーラインの部分で「市は、これらの基本目標を達成するため、」と記載されているが、基本目標といった言葉はどこにも記載されていない。基本理念のことなのか、人権施策推進の目標のことなのかが分からないので統一したほうがいいのではないか。また、西暦と元号の標記について、5ページの13行目の部分は西暦を前に、3ページの12行目の部分はカッコの位置を修正してはどうか。

事務局

修正させていただく。

会長

事務局より基本理念（案）の文言については、人権の中に安全・安心が含まれているので修正したい、さらに前回の基本理念（案）では「一人ひとりの人権が尊重され、」となっていたが、一歩踏み込んで「保障」の文言を入れたいとの説明があったが、いかがか。

委員

6ページの基本理念（案）の「人権が保障された社会とは」の部分において、多様な人権問題

を正しく理解することが大切だと思う。正しく理解することによって差別のない社会に繋がる。  
「2. 人権施策の目標（案）」の部分に「正しい知識を身につけ」、資料2では「多様な人権問題を正しく理解し、」の文言が入っているが、基本理念の説明の中に入れることはできないか。

会長

ご意見のとおり、正しく理解することは大切なことである。

委員

誰もが正しく理解することが大前提になると思う。

会長

基本理念の説明の中には、正しい知識や理解を持つことについて記載されていないが、基本理念を達成するための手段として人権施策推進の目標に記載されていると思う。

事務局

正しい知識を身につけ、豊かな人権感覚を涵養することによって人権尊重意識が生まれ、そして人権を尊重することによって人権が保障された社会になると考える。人権施策推進の目標で書いていることが達成できれば、基本理念の3行目に書いている「人間として尊重され」の部分に繋がってくるので、提案どおりでお願いしたい。

委員

了解した。

委員

「人権感覚を涵養し、」の「涵養」の言葉については、これまで触れる機会がなかったので辞書で調べたところ、「自然にしみ込むように養う」との意味があり、いい言葉だと思った。

事務局

前は「醸成」の言葉を使っていたが、「醸成」では集まって養っていくようなイメージがあるので「涵養」に修正させていただいた。

委員

一般的に「涵養」の「涵」は、ひらがなを使用されている。

会長

常用漢字以外かも知れない。

事務局

森林の水源涵養などで使用されているが、調べさせていただく。

委員

漢字に意味があれば漢字で記載されても構わないが、その場合はふりがなを付けていただきたい。

委員

涵養（かんよう）と読まれる方は少ないと思う。

会長

少なくともふりがなを付けること、常用漢字外であればその取扱いを調べていただきたい。

涵養という言葉は難しいが、難しいから使わないのではなく、ひらがなで記載するのか、あるいは「かん養」にするのかなど市のルールに従って事務局で検討をお願いしたい。

会長

6ページの「3. 基本方針の性格（案）」の②の文章で、「このため各主体にあつてはこの基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、行政では市の施策として主体的に取り組むものです。」と記載されているが、この文章では前半の主語が分かりにくい。また、「各主体にあつては・・・促す」の文章も分かりにくいので、「このため、市は各主体に対しては、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、行政としては、人権施策に主体的に取り組むものです。」に修正してはどうか。

事務局

修正させていただく。

会長

このように修正すれば、前回の会議で意見のあった市の役割が明確になる。

委員

6ページの「2. 人権施策推進の目標（案）」の部分で「協働」という言葉が使用されている。「協働」の言葉の前に関係団体が記載されているので「協働」でもいいと思うが、人権は人に働きかけるものなので「連携」のほうがいいのではないかと思ったりする。「協働」は、同じ目標を持った組織と一緒に進めることなので、どちらの方がいいのか。

会長

「共同」という言葉が古くからよく使われるが、最近では、共に助け合いながら何かを成し遂げるといったニュアンスとして「協働」が使用されている。基本方針は、多くの市民が読まれるので読まれる方の印象も考える必要がある。

事務局

文章の中に市民という個人を指す言葉が入っているので「協働」に違和感があるということか。

委員

協働とは、同じ目標を共有した組織などと働いていくことである。第2次基本方針でも「協働」が使用されているが、少し違和感があった。

会長

最近になってよく使用されている言葉なので、違和感を持たれる人がおられるかも知れない。

事務局

市では、市民との協働という言葉をよく使用しているが、検討させていただく。

委員

最近、共助、自助、公助の時は「共」という言葉を使う。それと混同しないように「協」を使っているのではないか。それはそれで意味があるように思える。

(2) 第3次丹波市人権施策基本方針の第3章の記載内容(案)について

事務局より資料2に基づき説明

**【意見要旨】**

会長

事務局より第3章について説明があった。ご意見、ご質問をお願いします。

委員

1 ページの人権教育・人権教育の推進(案)の目的の部分において、「市民一人ひとりが多様な人権問題を正しく理解し、」と明文化されていることに賛成する。次に「3. 特定の職業従事者の人権教育・人権啓発・研修」の部分では、今、職場では長年にわたって研修を受けてきた団塊の世代の大量退職によって、世代交代が起きている。担当者や責任者だけの研修だけでなく、若い年齢の市職員や教職員等の研修を充実していくことを記載すべきではないか。また、人権問題が多様化している中においては、共通理解をしながら市議会を進めるためにも市議会議員に対しての研修も必要ではないかと考える。2 ページの人権相談については、人権相談はプライバシーの問題もあり、相談しにくい状況となっている。市民意識調査の結果では、県や市の公的機関への相談割合は人権侵害を受けた人の4%で低い状況である。相談体制の充実は大切なことであるので、相談員の研修や養成する機会を充実させる項目が必要ではないか。

事務局

若い世代への研修については、その必要性が高まっているので若い年齢の市職員や教職員に対する研修の推進を盛り込んでいく。市では役職別で研修を実施しているので、職員課と相談しながら検討していきたい。議員への研修についても議会事務局と相談させていただきたい。相談員の研修や育成については盛り込んでいく。

委員

相談員を養成していかないと多様な相談に対応できないと思う。

事務局

相談を受ける側もプライバシーの保護や適切なアドバイスが必要であるため盛り込んでいく。

会長

最近では、ハラスメントをはじめ人権問題についての研修の実施が定着しつつあり、若い世代も研修を受けていると感じる。意見を踏まえて盛り込めばいいと思う。

委員

2ページの「2. 相談・支援の充実（案）」の中で、様々な人権侵害が記載されているが、ジェンダーフリー、女性差別だけでなくジェンダー全般についての問題が記載されていない。ジェンダーフリーは難しい問題であるが、私たちの周りに存在するので記載してはどうか。ジェンダー問題を記載すれば、こういったことも問題であると市民に理解してもらえるのではないか。

会長

今回の基本方針の一つの項目である LGBT に関わるハラスメントを受けている人もおられる。ここでは、「ハラスメントなど」として包括的に述べているが、目に見える形にすれば、受け止め方も変わってくるので、文章は工夫する必要があるが盛り込めればいいと思う。

委員

ジェンダーについて記載すれば、当事者も相談しやすくなるのではないか。

事務局

LGBT に関する悩み相談について追加させていただく。

委員

ジェンダーという言葉は最近になって出てきたので、どのような問題なのか注釈を記載するのがいいかも知れない。

委員

女子中学生の中には、スカートではなくスボンで通学されている人もおられる。これまでは女子生徒は全員スカートであったが、徐々に認められている。スカートに対して抵抗感があったり、トイレに行きづらいなどの悩みを抱えて誰にも相談できない人もおられるので、大切なことだと思う。

会長

具体的な文章については、事務局で検討していただく。

- (3) 各人権課題の現状と課題、施策の方向性について  
事務局より資料2に基づき説明

## 【意見要旨】

会長

事務局より第3章について各人権課題の現況と課題、施策の方向性について説明があった。

次回の審議会では、「1. 同和問題（部落差別）」、「2. 女性の人権」、「3. 子ども・若者の人権」に絞って審議したいと考えている。本日は時間の都合で意見をいただくことはできないので、資料をご覧いただき、お気づきの点やご意見があれば事前に事務局まで連絡をしていただきたい。

委員

各人権課題の丹波市の取組において、住民人権学習の推進が記載されている。以前は、住民人権学習会に指導者が来られることがあったが、最近ではビデオ視聴で終わっており、成果があると感じないので充実させていく必要があると思う。また、FM ラジオ放送での啓発では、どのくらいの市民が聴いておられるのかを知りたい。5 ページの高齢者の人権の権利擁護支援センターの設置については、以前から設置することが書かれていたと思うので明確にしていきたい。6 ページの障がいのある人の人権で、手話通訳者の派遣など、聴覚障がい者への支援は比較的届いていると思うが、視覚障がい者への支援はどのようになっているのか。

事務局

住民人権学習については、各自治会の住民人権学習推進員が中心となって実施していただいているが、学習内容のマンネリ化や参加者の固定化などの課題があり、改善しなければならないと思っている。住民人権学習推進員に対して資料提供するほか、ビデオ視聴だけに終わらずに話し合いをしていただくように進めていきたいと思っている。

委員

住民人権学習会に指導者を配置して開催するのが良いのではないか。

事務局

市では、住民人権学習支援者制度を設けており、市職員管理職と学校管理職等を住民人権学習支援者として委嘱している。自治会から依頼があれば支援をさせていただくので活用していただきたいと思っている。また、住民人権学習推進員に支援者制度をお知らせする。FM ラジオ放送については、年間 30 週放送しているが、視聴されている人数は把握できていない。権利擁護支援センターの設置については、丹波篠山市では既に設置されているが丹波市では設置できていないので介護保険計画の策定の中で盛り込み、設置に向けて取り組むこととしている。視覚障がい者への支援については、把握できていないので、障がいのある人の人権について審議していただく時に報告させていただく。

会長

手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数では、表に数字が表れていないが、視覚障がい者も利用されている可能性もある。例えば、学校の授業で板書が見えない場合、視覚障がい者に要約筆記者をつけるということもある。

委員

1 ページの同和問題への関心度について、「17 項目中、9 番目の高さ」となっているが、低いか高いかを感じるのはそれぞれ違うので、「17 項目中 9 番目」だけでいいのではないか。

会長

次回の審議会では、「1. 同和問題（部落差別）」、「2. 女性の人権」、「3. 子ども・若者の人権」について審議していただくが、事前に意見をいただければ参考とさせていただきますので、意見があれば事務局までお願いします。

(3) その他

会長

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の審議会を4月下旬に開催したいと考えており、後日、日程調整をさせていただきます。次回は、「1. 同和問題（部落差別）」、「2. 女性の人権」、「3. 子ども・若者の人権」について審議していただくので、ご意見があれば3月中に事務局までお願いしたい。

6 閉会

職務代理者

本日は、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げます。これをもって閉会とする。ご審議ありがとうございました。